

法律家と裁判で

科学が正しく扱われるための方法を考える

科学技術が引き起こすトラブルに関する訴訟、医療事故の訴訟、DNA 鑑定をはじめとする科学技術による証拠など、科学技術の関わる裁判が増えています。そういった裁判のときは、科学技術の専門家が法廷に呼び出され、裁判官、検察官、弁護士といった法律家から尋問されることとなります。しかし、科学技術に関して、法律家は一般の人と同じ程度の知識しか持っていないことがほとんどです。科学者・技術者も法律家のことを、あまりよく理解しておらず、うまく説明できないことも多いのです。法廷で科学技術が正しく理解されないことは、社会に深刻な問題を引き起こす可能性があります。このプロジェクトでは、法律家と科学者が、お互いを理解し一緒に議論するための方法を研究しました。

研究プロジェクト「不確実な科学的状況での法的意思決定」
研究代表者：中村多美子（弁護士法人リブラ法律事務所 弁護士）

法廷における科学

法律家と科学者も、膨大な専門知識が必要な仕事ですが、お互いを理解するための交流は、これまでほとんどおこなわれてこなかったと言えるでしょう。しかし、科学技術が社会のすみずみに浸透する現在、法廷でも、科学技術が関わってくるが増えました。

科学技術そのものが問われる裁判もあります。それには、大きく分けて2種類あります。医療事故のように、すでに起きたトラブルについての裁判と、今後起こるかもしれないトラブルや、これから広がるかもしれない技術についての裁判です。とくに、このプロジェクトが着目した後者については、科学者たちのなかでも、安全性等についての意見がわかれている場合がほとんどです。そんなとき、どうやって科学の知識を法律的な判断に反映していけばよいのでしょうか。

日本の法廷では、基本的に一問一答でやりとりすることがルールになっています。科学者が専門家の立場から証言をおこなう場合も、法律家は、たとえば「これはAですか、それともBですか」と質問します。しかし科学者は、どういう条件ではAになり、どういう条件でBになるのか、ということを研究するのが科学なのだと考えます。ですから、AかBかをかんたんに答えることはできません。すると、法律家はほしい答が得られず、科学者も本当に伝えたいことが言えず、コミュニケーションはすれ違ったままになってしまいます。

法律家と科学者のすれ違い

このプロジェクトのメンバーは、法、科学、[科学技術社会論](#)という3つのグループによって構成されています。プロジェクトがスタートして改めて浮き彫りになったのは、法律学と科学では、考え方や言葉の使い方などでいろんな点で大きな違いがあることでした。

そこでまず、すれ違いの様子を細かく分析し、その原因を探りました。それによってわかってきたのは、言葉の問題が大きいということです。法律家と科学者では同じ言葉を違う意味合いで使っていることがある一方で、似た内容を違う言葉で言い表していることもありました。そして、仕事をするうえでのコミュニケーションの方法もずいぶんと違うことがわかってきました。

それぞれに高度な専門性を持ったプロフェッショナルである法律家と科学者が、紛争の解決を目指す裁判という場で本気でぶつかりあう…だからこそ、本質的に違う部分が浮かび上がってくるということが、明らかになっていきました。


ハンドブックの作成


このプロジェクトの成果は大きく2つになります。1つは、ハンドブックの作成です。これは、裁判とは何か、科学とは何か、というおおもとの問題から解きほぐし、法廷で科学が扱われるときに、知っておいたほうがよいことをコンパクトにまとめたものです。実際に[科学裁判](#)に直面した法律家と科学者が読んで役に立つことを目指して作成されました。もう1つは、法律家と科学者が対話する場所を設けることです。公式サイト上での意見交換、研究会やワークショップ、シンポジウムの開催などです。海外に学ぶこともおこなっています。これらとハンドブックを組み合わせた活動を続け、法律家と科学者のコミュニケーションのくい違いを埋めていきたいと考えています。適切な形で科学が法的な判断に使われるためには、まだまだ対話が必要です。法律家と科学者、お互いをもっと理解し、双方が意識を変えていくことが重要です。



このプロジェクトに参加した主なメンバー

中村多美子 弁護士法人リブラ法律事務所 弁護士 [研究代表者]

本堂 毅 東北大学大学院理学研究科 准教授  MOVIE

松原克志 常磐大学国際学部 教授  MOVIE

科学技術社会論

科学技術と社会のあいだで生じるさまざまな問題を対象に、人文・社会系の学問から理学・工学・医学などの自然系の諸科学にまたがって、科学技術と人間・社会の間に新たな関係を構築することを目的とした比較的新しい学問分野。科学技術を社会で活用するために考慮すべき事柄を幅広く洗い出し、それらを社会の福利の増大という目的に照らして、改善していこうとする学問で、経済的観点や倫理的側面もふくめて、科学技術研究のあり方を考察することを目的としている。英語の Science, Technology and Society を略して「STS」と呼ばれている。

科学裁判

環境問題や医療にかかわる問題など、科学技術やその製品などがもたらす社会へのさまざまな影響に関しておこなわれる裁判。たとえば、公害問題や薬害エイズ問題、遺伝子組換え食品や電磁波の健康影響、原発の安全性などに関する訴訟などがあたる。